

# 令和5年度災害等準備金取崩金助成要項

## 1 趣旨

大規模災害に備えて積み立てしている災害等準備金のうち、積立期間が3年を経過し取り崩した資金を活用し、取り崩した資金の一部を防災・減災を目的とした事業等に助成します。

## 2 対象団体

- (1) 市町村社会福祉協議会
- (2) 社会福祉法人（社会福祉施設を経営）
- (3) 特定非営利活動法人（NPO法人）
- (4) ボランティア団体、住民団体等

## 3 対象事業（例）

- (1) 防災・減災活動に必要な備品や資機材の整備
  - ・ 防災テント、発電機、投光器等非常用照明、防災ラジオ、倉庫の購入
  - ・ 非常食等の備蓄、非常用持出袋の整備
- (2) 防災活動の支援
  - ・ 災害ボランティアの養成研修、防災意識向上のための講習会の開催
  - ・ 防災ハンドブックの作成
- (3) その他防災・減災のために必要と認められる事業

## 4 対象とする経費

- (1) 事業目的を達成するための会議費、研修費、報償費、旅費等
- (2) 事業目的を達成するための車両、資機材の購入費

## 5 対象とならない経費

- (1) 団体運営に関わる管理経費
- (2) 団体本来の活動に関する人件費
- (3) 団体運営上必要な機器、備品等の購入費
- (4) 飲食費、高額な交通費及び視察研修費

## 6 助成内容

- (1) 助成率  
事業費の3/4以内
- (2) 助成の上限額
  - ① 市町村社会福祉協議会、社会福祉法人 上限100万円
  - ② NPO法人、ボランティア団体、住民団体等 上限30万円

## 7 助成の手続き

- (1) 申請  
申請書（別紙様式1）に次の添付書類とともに提出してください。
  - ① 定款、寄付行為、会則等
  - ② 前年度の事業報告書及び決算書
  - ③ 申請年度の事業計画書及び予算書
  - ④ 見積書の写し及びカタログのコピー（車両、備品、機材等の購入の場合）
  - ⑤ 参考資料（団体の活動が分かるパンフレット、チラシ等）

(2) 助成決定、助成金の交付

助成決定したときは、速やかに決定通知書を申請者に送付し、助成金を交付します。

(3) 変更申請

助成を受けた後、事業内容を変更しようとするときは、変更申請書（別紙様式）に必要な書類を添えて本会に提出してください。

(4) 事業完了後の報告

事業完了後1ヶ月以内に、事業報告書（別紙様式）を提出してください。

**8 助成の取消し及び返還**

次のいずれかに該当するときは、助成を取り消し、又は返還を求めることがあります。

(1) 助成事業を中止したとき

(2) 助成金を指定した事業に使用しないとき

(3) その他本会の指示に反し不相当と認めたとき

**9 助成申請から事業実施までの流れ**

(1) 助成事業の募集……………令和5年4月～5月31日

(2) 配分委員会による審査、助成決定……………令和5年6月

(3) 団体等による事業実施……………令和5年6月～令和6年3月31日

**10 申請・お問い合わせ**

社会福祉法人 秋田県共同募金会

〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉会館内

TEL 018-864-2821 FAX 018-895-7513

E-mail: akita@akaihane-akita.or.jp